

新たな市指定重要文化財の指定について  
次の物件を藤沢市指定重要文化財に指定する

2020年（令和2年）1月15日提出

藤沢市教育委員会

教育長 平 岩 多恵子

指定物件 1

区分	有形文化財
文化財の種類	美術工芸品(彫刻)
名称	もくぞうはっぴんざいてんぎぞう つけたりじゅうごどう じりゅうぞう 木造八臂弁財天坐像 附 十五童子立像
数量	1 軀・附15軀
所在地	藤沢市江の島
所有者の住所・氏名	藤沢市江の島 個人
指定物件の概要	江の島の弁財天信仰の象徴的存在

指定物件 2

区分	有形文化財
文化財の種類	美術工芸品(彫刻)
名称	もくぞうみょうおんべんざいてんぎぞう 木造妙音弁財天坐像
数量	1 軀
所在地	藤沢市江の島 2丁目3番8号
所有者の住所・氏名	宗教法人 江島神社 代表 相原罔彦
指定物件の概要	江の島の弁財天信仰の象徴的存在

提案理由

この議案を提出したのは、両物件の歴史的価値並びに希少価値を鑑み、藤沢市文化財保護条例第3条第1項の規定により藤沢市指定重要文化財に指定し、保護を図る必要による。

## 参 考

### 藤沢市文化財保護条例 抜粋

#### (文化財の指定)

第3条 教育委員会は、この市の区域内に存する文化財のうち、この市にとって重要なものについて、有形文化財、無形文化財及び民俗文化財を藤沢市指定重要文化財に、記念物を藤沢市指定史跡、藤沢市指定名勝又は藤沢市指定天然記念物に指定することができる。

2 前項の規定による指定は、文化財の所有者、占有者又は保存に当たっている者(以下「所有者等」という。)の申請によるほか、教育委員会が所有者等の同意を得て行うものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するとともに当該所有者等に通知し、かつ、指定書を交付しなければならない。

1 はっぴべんざいてんぎぞう 八臂弁財天坐像 つけたりじゅうごどう じりゅうぞう 附 十五童子立像

指定名称 八臂弁財天坐像 附十五童子立像

指定分野 美術工芸品(彫刻)

所在地 藤沢市江の島

所有者 個人

方 寸 〈弁財天〉 像高 55・8cm

〈十五童子〉 像高 33・8～34・8cm

時 代 江戸時代初期

作 者 〈十五童子〉 藤原兼長

内 容 弁財天と眷属けんぞくの十五童子でともに寄木造、玉眼ぎよくがんかんにゅう嵌入、彩色。共通する造形、作風から一具の像として造られたとみられる。十五童子の一躯の像内に納入文書があり、寛文七年(1667)の年紀と、京大仏師藤原兼長(武州江戸本石四丁目住)の作者名がある。弁財天像も寛文七年、藤原兼長の制作とみられる。この仏師は、鎌倉称名寺の弁財天・十五童子像や日光輪王寺の弁財天坐像を制作している。丸く量感のある作風には室町彫刻の遺風が感じられ、本格的法量の像を、優れた彫技でまとめている。江の島弁財天信仰の近世期の隆盛を示す、造像時期、作者の明らかな代表的彫像作例として重要である。



左) 弁財天像 上) 十五童子像より三躯

## 2 妙音弁財天坐像 みょうおんべんざいてんざぞう

指定名称	妙音弁財天坐像
指定分野	美術工芸品(彫刻)
所蔵者	宗教法人 江島神社
方寸	頭頂～足先 78・0 cm 坐高 55・5 cm
時代	左脚の膝より先は大正十三年(1924)の新補室町時代 (15～16 世紀頃)
内容	<p>寄木造<small>わりはぎづくり</small>ないし割矧造<small>かんにゅう</small>で玉眼嵌入、近年の彩色。 琵琶をつま弾く裸像。通称「裸弁天」と呼ばれる。 頭部を大きくつくり、プロポーションが整い、全体のまともりは良い。新しい彩色の下には、近世以前の古い下地がある。</p> <p>江の島弁財天信仰の根本となる尊像のひとつとして、また八臂弁財天坐像<small>はっぴべんざいてんざぞう</small>(国指定重要文化財)と並立する中世期の優れた作例であり、文化財としての存在価値はきわめて重要である。</p>

